

議案第101号

松阪市支所及び出張所設置条例の一部改正について

松阪市支所及び出張所設置条例（平成17年松阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月12日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

松阪市支所及び出張所設置条例（平成17年松阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

松阪市 嬉野地域振興局	松阪市 嬉野町 1434 番地	嬉野町、嬉野一志町、嬉野井之上町、嬉野上野町、嬉野神ノ木町、嬉野川北町、嬉野川原木造町、嬉野黒田町、嬉野黒野町、嬉野小村町、嬉野権現前町、嬉野算所町、嬉野島田町、嬉野下之庄町、嬉野須賀町、嬉野須賀領町、嬉野田村町、嬉野津屋城町、嬉野天花寺町、嬉野中川町、嬉野中川新町一丁目、嬉野中川新町二丁目、嬉野中川新町三丁目、嬉野中川新町四丁目、嬉野新屋庄町、嬉野野田町、嬉野八田町、嬉野平生町、嬉野堀之内町、嬉野見永町、嬉野宮古町及び嬉野薬王寺町
松阪市 嬉野地域振興局 中郷出張所	松阪市 嬉野宮野町 43 番地 5	嬉野岩倉町、嬉野合ヶ野町、嬉野矢下町、嬉野宮野町、嬉野滝之川町、嬉野森本町及び嬉野釜生田町

」を「

松阪市 嬉野地域振興局	松阪市 嬉野町 1434 番地	嬉野町、嬉野一志町、嬉野井之上町、嬉野岩倉町、嬉野上野町、嬉野神ノ木町、嬉野釜生田町、嬉野川北町、嬉野川原木造町、嬉野黒田町、嬉野黒野町、嬉野合ヶ野町、
----------------	-----------------------	--

		嬉野小村町、嬉野権現前町、嬉野算所町、嬉野島田町、嬉野下之庄町、嬉野須賀町、嬉野須賀領町、嬉野滝之川町、嬉野田村町、嬉野津屋城町、嬉野天花寺町、嬉野中川町、嬉野中川新町一丁目、嬉野中川新町二丁目、嬉野中川新町三丁目、嬉野中川新町四丁目、嬉野新屋庄町、嬉野野田町、嬉野八田町、嬉野平生町、嬉野堀之内町、嬉野見永町、嬉野宮古町、嬉野宮野町、嬉野森本町、嬉野矢下町及び嬉野薬王寺町
--	--	---

」に、「

松阪市 飯南地域振興局	松阪市 飯南町粥見 3950 番地	飯南町有間野、飯南町粥見及び飯南町向粥見
松阪市 飯南地域振興局 柿野出張所	松阪市 飯南町横野 848 番地	飯南町上仁柿、飯南町下仁柿、飯南町深野及び飯南町横野

」を「

松阪市 飯南地域振興局	松阪市 飯南町粥見 3950 番地	飯南町有間野、飯南町上仁柿、飯南町粥見、飯南町下仁柿、飯南町深野、飯南町向粥見及び飯南町横野
----------------	-------------------------	--

」に、「

松阪市 飯高地域振興局	松阪市 飯高町宮前 180 番地	飯高町赤桶、飯高町作滝、飯高町下滝野、飯高町野々口及び飯高町宮前
松阪市 飯高地域振興局 川俣出張所	松阪市 飯高町栗野 150 番地	飯高町栗野、飯高町田引、飯高町富永、飯高町七日市及び飯高町宮本
松阪市 飯高地域振興局 森出張所	松阪市 飯高町森 1410 番地	飯高町森、飯高町猿山、飯高町青田及び飯高町蓮
松阪市	松阪市	飯高町落方、飯高町乙栗子、飯高町加波、

飯高地域振興局 波瀬出張所	飯高町波瀬 148 番地	飯高町木梶、飯高町桑原、飯高町草鹿野、 飯高町太良木、飯高町月出、飯高町栃谷、 飯高町波瀬及び飯高町舟戸
------------------	-----------------	--

」を「

松阪市 飯高地域振興局	松阪市 飯高町宮前 180 番地	飯高町赤桶、飯高町粟野、飯高町猿山、飯 高町青田、飯高町落方、飯高町乙栗子、飯 高町加波、飯高町木梶、飯高町桑原、飯高 町作滝、飯高町下滝野、飯高町草鹿野、飯 高町田引、飯高町太良木、飯高町月出、飯 高町栃谷、飯高町富永、飯高町七日市、飯 高町野々口、飯高町波瀬、飯高町蓮、飯高 町舟戸、飯高町宮前、飯高町宮本及び飯高 町森
----------------	------------------------	--

」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 18 日から施行する。